

就職氷河期世代活躍支援「ふくしまプラットフォーム」設置要領

1 趣 旨

バブル崩壊後の雇用環境が厳しい時期（概ね平成5年から平成16年）に学校卒業期を迎えた、いわゆる「就職氷河期世代」においては、卒業時、不安定な就労や無業に移行したこと、本来の希望と乖離した条件等で就職せざるを得なかったことによる早期離転職などが端緒となり、今なお、不安定就労等を余儀なくされている者も少なくない状況にある。

こうした状況を踏まえ、令和元年5月、厚生労働省においては、「就職氷河期世代活躍支援プラン」（以下「支援プラン」という）を策定したところであるが、就職氷河期世代が抱える固有の課題（希望する就業とのギャップ、実社会での経験不足、加齢に伴う様々な就業制約等）を踏まえつつ、その実効性を高めるためには、官民共働による一元的な推進体制を構築し、これら世代への支援に社会全体で取り組む気運を醸成することが必要である。

については、福島県域における支援プラン及びこれに基づく効果的な支援策のとりまとめ、各種施策の進捗管理等を統括することを目的として、福島労働局、福島県をはじめ、関係行政機関、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）、福島県内の経済団体、労働団体、支援機関等から構成される「ふくしまプラットフォーム」（以下「ふくしまPF」という。）を設置することとする。

2 構成員

別紙のとおりとする。

3 各構成員役割

（1）行政側

①福島労働局（職業安定部）

- ・ふくしまPF取りまとめ事務局（主担当）
- ・事業実施計画の策定とりまとめ（主担当）
- ・実施事業の進捗管理（主担当）
- ・各種支援策の周知、広報
- ・地域PFとの連絡調整

②福島県（商工労働部）

- ・ふくしまPF取りまとめ事務局（副担当）
- ・事業実施計画の策定とりまとめ（副担当）
- ・実施事業の進捗管理（副担当）
- ・各種支援策の周知、広報

③福島県（保健福祉部）

- ・社会参加に向けた支援を必要とする者の実態や支援ニーズの把握の検討
- ・地域P Fの支援策好事例の把握と展開
- ・各種支援策の周知、広報

④就労支援機関（ハローワーク、機構、県の就労支援施設等）

- ・専門窓口（チーム）等による就職支援
- ・企業説明会、面接会の開催
- ・企業に対する処遇改善の働きかけ
- ・個別求人開拓（限定・歓迎求人等の確保）
- ・職業訓練の実施
- ・ふくしまP Fとりまとめ事務局への政策提案
- ・各種支援策の周知、広報

（2）他の行政機関、経済団体、労働団体等

- ・就職氷河期世代を対象とした求人募集、処遇改善等の企業への働きかけ
- ・イベント等での就職氷河期世代の職場体験（インターンシップ）の積極的な受入
- ・採用後のフォローアップ支援の充実（正社員化など）
- ・行政支援策等の周知
- ・ふくしまP F取りまとめ事務局への政策提案

4 取組事項

次の事項について協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

（1）支援対象者の把握

地域ごとに支援の対象となる以下の3種類の者に係る実態や支援ニーズの把握について、その手法等を検討する。

- ① 不安定な就労状態にある者（概ね35歳～55歳、以下同様）
 - ・正規雇用を希望しながら非正規雇用で働いている者
 - ・前職が非正規雇用で、正規雇用を希望する完全失業者
- ② 長期にわたり無業の状態にある者
 - ・就業も求職活動も行っていない者のうち、家事も通学もしておらず、就業を希望している者
- ③ 社会参加に向けた支援を必要とする者（ひきこもり等）
 - ・ひきこもりの状態にある者など、就労支援だけでなく、福祉的な支援を必要としている者

（2）K P I（重要業績評価指標）の設定及び事業実施計画の策定

- ①適切なものを検討の上、設定する。
- ②K P Iの達成に資する、事業実施計画を策定する。

③計画に基づく実施事業の進捗管理を行う。

詳細については厚生労働省により示される参考値等を踏まえ、策定する。

なお、計画期間の途中の段階で、到達すべき目安を設定し進捗管理を行う。

支援プランは、就職の実現だけではなく、多様な社会参加の実現を目指すものとし、「(1) 支援対象者の把握」に示す3類型のうち、社会参加に向けた支援を必要とする者については、個々人の状況に応じて息の長い継続的な支援を行う必要があることに留意し、地域PFの多様な社会参加の実現に向けた取組を支援する。

(3) 気運醸成及び行政支援策の周知

不安定な就労状態等にある就職氷河期世代の活躍を社会全体で支援できるよう、福島県内の各界が一体となって気運を醸成し、積極的な採用・処遇改善や社会参加への支援に結びつくような土壌を創る。

また、就職氷河期世代本人及びその家族等に対して各種支援策の周知を図る。

(4) 地域PFとの連携

地域PFの事務局を所管する部局と連絡調整を図り、地域PFとの情報共有と広域的課題の対応を行う。例えば、

- ・県レベルの経済団体への対応依頼（福祉からの受入先の開拓、雇用にあたっての必要な配慮）
 - ・経済団体、他の地域等とのつながり作りの支援
 - ・県域を超えた自治体間の広域的な取組の支援
- 等の要請に対応するとともに、地域PFの好事例の周知等、必要な情報提供を行う。

5 ふくしまPFの会議運営

(1) 上記の協議を行うため、原則として年2回以上協議の場を設けることとするが、この他、必要に応じて開催することができるものとする。

(2) ふくしまPFに座長を置き、福島労働局職業安定部長をもって充てる。

なお、座長は会務を総理し、会議の議事を運営する。

6 秘密の保持

ふくしまPFの構成員及び協議の場に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

附則

本設置要領は、令和2年7月10日から施行する。

2の構成員の別紙（構成員名簿）について新規構成員を追記（令和3年6月15日）

4の取組事項の支援対象者の年齢を55歳に引き上げる。（令和5年6月2日）

就職氷河期世代活躍支援「ふくしまプラットフォーム」構成員団体

区 分	機関・団体名
経 済 団 体	福島県経営者協会連合会
	福島県商工会議所連合会
	福島県中小企業団体中央会
	福島県商工会連合会
	福島県中小企業家同友会
	株式会社 東邦銀行
労 働 団 体	日本労働組合総連合会福島県連合会
支 援 ・ 業 界 団 体	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 福島支部
	特定非営利活動法人ビーンズふくしま
	社会福祉法人 福島県社会福祉協議会
	一般社団法人 福島県建設業協会
	公益社団法人 福島県トラック協会
	一般社団法人 福島県警備業協会
	公益財団法人 介護労働安定センター福島支部
	公益社団法人福島相双復興推進機構
行 政 機 関	東北経済産業局産業支援課産業人材政策室
	福島労働局
	福島県